

# 第 1 回札幌市生涯学習推進検討会議

日 時： 平成 28 年 6 月 22 日（水）  
午前 10 時

会 場： 札幌市教育委員会  
4 階 教育委員会会議室

## 次 第

### 開 会

- 1 あいさつ（生涯学習部長）
- 2 各委員の自己紹介
- 3 議長、副議長の選出
- 4 第 3 次札幌市生涯学習推進構想の策定について（概要説明）
- 5 第 3 次札幌市生涯学習推進構想の基本的方向性（協議）
- 6 その他

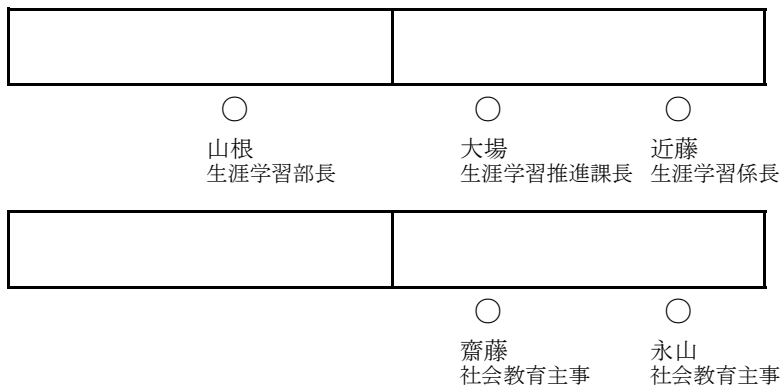
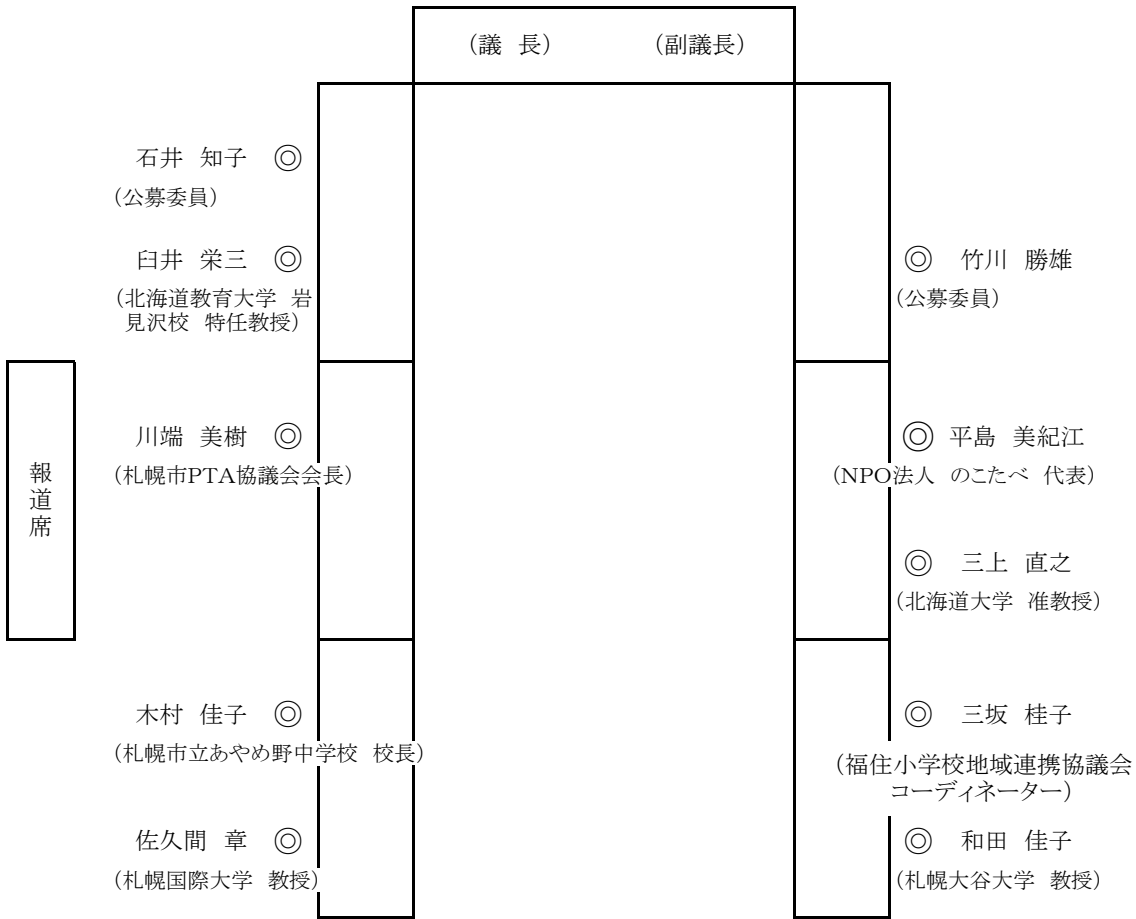
### 閉 会

### 資 料

- ・ 第 3 次札幌市生涯学習推進構想の策定について・・・・・・・・・・資料 1
- ・ 第 3 次札幌市生涯学習推進構想の策定に向けて・・・・・・・・・・資料 2
- ・ 第 3 次札幌市生涯学習推進構想の基本的方向性（案）・・・・・・・・・・資料 3

# 札幌市生涯学習推進検討会議 座席表

平成28年6月22日(水)



## 第3次札幌市生涯学習推進構想の策定について

### 1 策定の背景

- ・平成19年（2007年）3月に「第2次札幌市生涯学習推進構想」を策定し、事業を推進してきた。
- ・策定後10年が経過し、社会環境にも変化が見られ、それに伴い生涯学習に求められる役割を見直す必要がある。
- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」において、「誰もが生涯現役で活躍できる街」という政策目標のもと、「第3次札幌市生涯学習推進構想の策定」を掲げている。
- ・なお、平成27年度においては、市政世論調査及び全庁的な事業照会の結果や各種統計を分析し、本市の附属機関である社会教育委員会会議において、現構想の現状と課題についての協議を行った。

### 2 位置づけ

- ・平成29年度（2017年度）から概ね10年間の本市の生涯学習推進の指針として策定する。
- ・平成25年（2013年）に策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画として位置づける。
- ・「札幌市教育振興基本計画」など、策定済みの各種計画との整合性に留意する。

### 3 策定体制

- (1) 札幌市生涯学習総合推進本部（別紙1 札幌市生涯学習総合推進本部組織図）  
本市における生涯学習関連施策を総合的かつ体系的に推進する内部委員会として平成8年4月に設置した。今後、庁内の関係課長・係長で3次構想の基本的方向性に基つき、施策や事業の整理・体系化を検討し、幹事会・本部会議を開催し、策定を進めていく。
- (2) 札幌市生涯学習推進検討会議（別紙2 札幌市生涯学習推進検討会議設置要綱）  
各方面の専門的な見識を持つ有識者や市民の意見を聴取し、3次構想の内容を検討する上での参考とするため、新たに懇話会として設置した。  
委員は12名であり、社会教育委員全委員（10名）、その他有識者（2名）で構成する（別紙3 札幌市生涯学習推進検討会議委員名簿）。来年3月までに4回程度協議を予定。

### 4 スケジュール

平成28年4月	生涯学習推進検討会議設置
平成29年1月	構想素案公表、市民意見の募集
3月	構想決定、公表

※生涯学習推進検討会議は6月・9月・10月・2月頃を予定

# 札幌市生涯学習総合推進本部組織図

## 生涯学習総合推進本部

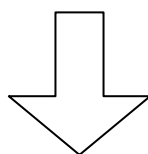
### ■役割

- ・市民の学習ニーズの把握と全市的調整
- ・生涯学習の推進にかかる重要事項の検討

### ■組織

- ・本部長 教育委員会を担当する副市長
  - ・本部員 総務局市長室長、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、保健福祉局障がい保健福祉担当局長、保健福祉局医務監、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、教育委員会担当の副市長が指名する区長、教育長、教育次長（、教育委員会担当の副市長が指名する局長に準ずる職員）
- 計 14 人

- ・主管本部員 教育長
- ・事務局 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課



## 幹事会

### ■役割

- ・生涯学習関連施策の調整
- ・生涯学習関連施策の進捗状況の確認
- ・専門部会設置にかかる検討・調整
- ・総合推進本部に付議する事案の調整・協議

### ■組織

- ・幹事長 生涯学習部長
  - ・幹事 国際部長、広報部長、政策企画部長、財政部長、地域振興部長、市民自治推進室長、男女共同参画室長、文化部長、スポーツ部長、（保）総務部長、高齢保健福祉部長、障がい保健福祉部長、保健所健康企画担当部長、子ども育成部長、産業振興部長、観光・MICE推進部長、雇用推進部長、農政部長、環境事業部長、環境都市推進部長、本部長が指名する市民部長、学校教育部長、学校教育部児童生徒担当部長、中央図書館長（、本部長が指名する部長に準ずる職員）
- 計 24 人

- ・事務局 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

札幌市生涯学習推進検討会議設置要綱

〔平成28年4月26日〕  
〔教育長決裁〕

(目的)

第1条 第3次札幌市生涯学習推進構想（以下、「3次構想」という。）の策定に向け、生涯学習の推進方策について、各方面の専門的な見識を持つ有識者や市民等の意見を聴取するため、札幌市生涯学習推進検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 検討会議は、12名以内の委員で組織する。

2 委員は、社会教育委員、その他有識者など教育長が適当と認める者の中から、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 検討会議に議長及び副議長各1名を置き、議長は委員の互選とし、副議長は議長が指名する。

2 議長は、検討会議を総理する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 検討会議は、議長が招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、議長は会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 議長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、検討会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局を、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。
- 2 検討会議の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 札幌市生涯学習推進検討会議委員名簿

(任期 平成28年6月22日～平成29年3月31日)

計12名(社会教育委員10名+追加有識者2名)

氏名	区分	所属団体等
いしい ともこ 石井 知子	社会教育委員 (社会教育関係者)	公募委員
うすい えいぞう 臼井 栄三	有識者	北海道教育大学岩見沢校 芸術・スポーツビジネス専攻 特任教授
かわばた みき 川端 美樹	社会教育委員 (社会教育関係者)	前札幌市PTA協議会 会長
きた ようこ 喜多 洋子	社会教育委員 (家庭教育関係者)	NPO法人 子育て支援ワーカーズプチトマト
きむら よしこ 木村 佳子	社会教育委員 (学校教育関係者)	札幌市中学校長会 (札幌市立あやめ野中学校 校長)
さくま あきら 佐久間 章	社会教育委員 (学識経験者)	札幌国際大学 スポーツ人間学部スポーツビジネス学科 教授
ささき くにこ 佐々木 邦子	社会教育委員 (学識経験者)	北翔大学大学院生涯学習学研究科 教育文化学部教育学科 教授
たけかわ かつお 竹川 勝雄	社会教育委員 (社会教育関係者)	公募委員
ひらしま みきえ 平島 美紀江	社会教育委員 (家庭教育関係者)	NPO法人 のこたべ 代表
みかみ なおゆき 三上 直之	社会教育委員 (学識経験者)	北海道大学高等教育推進機構 高等教育研究部高等教育研究部門 准教授
みさか けいこ 三坂 桂子	有識者	福住小学校地域連携協議会コーディネーター
わだ よしこ 和田 佳子	社会教育委員 (学識経験者)	札幌大谷大学 社会学部地域社会学科 教授